

吹田市都市公園条例及び施行規則の一部改正の骨子案に対する意見と市の考え方

- 1 意見提出期間 平成29年(2017年)9月1日(金曜日)から同年10月2日(月曜日)
- 2 意見提出件数 53件(42通)
- 3 市民意見と市の考え方 下表のとおり

(1) 吹田市都市公園条例及び施行規則の一部改正の骨子案について

項目	主な市民意見(要約)	市の考え方
1 「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為」「公衆の迷惑となる行為」の解釈(全6件)	<p>都市公園条例第6条の改正案では、行為の禁止事項として新たに、公衆に危害を及ぼすおそれのある行為、及び公衆の迷惑となる行為が挙げられていますが、この条例に伴う細則などが明らかではないため、苦情者の認識において「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為」あるいは「公衆の迷惑となる行為」とみなされた場合には、特段の手続きなく市が危険行為や迷惑行為と判断されることになると解釈されてしまいます。</p> <p>一苦情者の認識において禁止行為の認定を行うのではなく、苦情者からの意見をマナー改善の契機ととらえ、市と学校や地域住民等を含めた話し合いなどの機会を設けたうえで、危険行為または迷惑行為の認定を行うような仕組みを明確にすべきと考えます。</p>	<p>今回の改正は、公衆に危害を及ぼす行為や迷惑となる行為について、各公園の利用状況に応じた柔軟な対応を行うことを目的としています。</p> <p>ご懸念されているような、一苦情者の認識により、市民の自由な利用が妨げられないよう、行為に対する広報や啓発などに努めるとともに、地域住民のみなさまに相談するなど、安易に行為の禁止を認定しないように運用に取り組んでまいります。</p>

(2) 骨子案以外の意見について

項目	主な市民意見(要約)	市の考え方
2 公園の維持管理について	<p>ネット・フェンス等を設置して欲しい(全11件)</p> <p>樹木を植えて欲しい</p> <p>トイレを設置して欲しい</p> <p>草刈りをして欲しい</p>	意見募集案件の対象外の内容であるため、掲載は省略させていただきます。
3 公園でのボール遊びについて	公園で子供達が自由にボール遊び等ができるようにして欲しい(全8件)	
4 公園の禁止看板について	「野球禁止」「サッカー禁止」の看板を外して欲しい(全2件)	
5 ボール遊びができる場所の提供について	<p>ボール遊びができる公園を作って欲しい(全7件)</p> <p>公園以外にボール遊びができる場所を作って欲しい(全7件)</p>	
6 小学校の校庭解放について	小学校の校庭を放課後解放して欲しい(全4件)	
7 公園施設の設置許可、管理許可について	<p>第8条 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、又は管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>この場合、使用あるいは管理が長期に渡りますから、許可前に市民に周知しないといけないと思います。例えば現場に1ヶ月掲示することを明文化します。</p>	
8 その他	子供も大人も集う楽しい公園を作って欲しい(全4件)	